

- む ずかしいことも、
- む き合う、
- む くぎ太一。



新聞 Vol.22 むくぎ 太一



広島市議会議員
むくぎ 太一

現場はいずれも、生活道として利用されてきた「**Q1**」(里道(riどう))と線路が交差しています。一般的な里道は道路法上の「道路」ではないため、踏切はもとより遮断機、警報機といった保安設備もありません。そのため、「勝手踏切」と報道されています。

一方、鉄道営業法第37条は、正当な理由なく線路に立ち入った場合、科料生命・身体、財産の保全、安全性や公共性の確保、利便性の追求……。対策には様々な観点があります。私は、何よ

10月16日、安佐南区祇園のJR可部線下祇園—古市橋間で事故が発生しました。可部線では2018年4月に安芸長束—下祇園間(長束6丁目)で、今年4月に七軒茶屋—梅林間(緑井6、8丁目)で、同様の死亡事故が起きています。

広島市内には可部線のほか山陽線、芸備線が走っています。3線で「勝手踏切」は200か所あまりに及びとみられています。全国各地に存在します。事故のたびに鉄道事業者と地元住民、自治体が協議するのは、対症的法的に過ぎますし、根本的な解決にはなりません。

後を絶たない線路内死亡事故「勝手踏切」の抜本的対策を

線路内を横断中に列車にはねられて亡くなる事故が後を絶ちません。10月16日、安佐南区祇園のJR可部線下祇園—古市橋間で事故が発生しました。可部線では2018年4月に安芸長束—下祇園間(長束6丁目)で、今年4月に七軒茶屋—梅林間(緑井6、8丁目)で、同様の死亡事故が起きています。



元新聞記者の視点で地域の課題をピックアップします



歩行者が列車にはねられた現場(安佐南区祇園)

Q1はP4のQ&Aで解説しています。

Q&A

広島市政に関連する質問にむくぎ太一がお答えします。

Q.1 里道(りどう)とは何ですか？

道路法の適用外の“道”です。多くは、古くからあぜ道などで利用されていました。“道”の公共的な機能を有している場合、「法定外公共物」として市町村が所有・管理しています。機能を失っているものは、「旧法定外公共物」として国(財務局など)が管理しています。

Q.2 ダンボールベッドを教えてください

ダンボールを並べてベッド状にしたものです。パリ五輪の選手村で使用され注目を浴びました。簡単に組み立てられ、重さへの耐久性も優れています。一方で、湿気に弱く長持ちしにくいと言われています。広島市では、避難所が開設された際、要請に応じて支給しています。

Q.3 かまどベンチとは？

かまどの機能を持ったベンチです。通常は、レンガで囲った土台に座板を乗せてベンチとして利用します。災害時に座板を外してかまどとして鍋でお湯を沸かしたり、簡易的な調理をしたりします。広島市豪雨災害伝承館(安佐南区八木)にも設置されています。

Q.4 アクセス道路(西原山本線)の概要を教えてください

西原山本線を祇園3丁目15番地から祇園踏切までの約250メートルで片側1車線に拡幅し、祇園4丁目交差点から下祇園駅西口までのアクセス性を向上させるものです。2027年3月の完了を目指しています。祇園踏切以東も引き続き整備し、東西の幹線機能を持たせます。

Q.5 放課後児童クラブとは何ですか？

放課後や長期休業中、保護者が仕事などで家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供するものです。広島市では原則、各小学校区にあり、児童館や空き教室などで運営されています。サービス向上のため、今年度から有償化しました。利用者の多くは低学年となっています。

Q.6 式典参列者のアンケートとは？

平和記念式典が厳粛な中で行えるよう、効果的な対策を検討するため、参列者の意見を把握する目的で広島市が行っているものです。「拡声器の音が聞こえたか」「音が聞こえた時間帯」などを、式典会場で記入してもらいます。2024年度は1,463人から回答を得ています。

むくぎ 太一事務所

祇園事務所 〒731-0138
川内事務所 〒731-0102

広島市安佐南区祇園1-4-5
広島市安佐南区川内5-31-7

TEL (082) 846-5450
FAX (082) 846-5451



【公式 HP】



【Facebook】



【Instagram】



【X(旧 Twitter)】

プロフィール

椋木 太一 (むくぎ たいち)
1975年7月28日生 広島市安佐南区出身
広島市立川内小学校、広島市立城南中学校、
広島県立安古市高校、早稲田大学政治経済学部卒業
元読売新聞記者 2019年初当選、23年2期目当選
自民党安佐南支部長 ことば文教委員会

■ 公式HPの活動報告から会報誌をダウンロードしてお読みいただけます。この市政報告は、自由民主党・市民クラブの承認を得て発行しています。

5つの柱

私は、政策の「5つの柱」を掲げています。市民生活の向上に欠かせないと思う施策で、一定の成果を出すことを約束します。

- ✓1. インフラ整備の推進
- ✓2. 地域コミュニティ再生・活性化
- ✓3. 防災・減災
- ✓4. 子育て環境の整備
- 5. 「カラーバリアフリー」の推進

※✓は今回のテーマとしている政策です。

Q2~Q6はP4のQ&Aで解説しています。

「8・20広島市豪雨災害」から10年

追悼・献花

77人の犠牲者を出した2014年の広島豪雨災害は8月20日、発生から10年の節目を迎えました。甚大な被害が出た安佐南、安佐北両区では、区役所などに献花台が設置され、犠牲者を追悼し安全・安心確保を誓いました。

私は、安佐南区役所と佐東公民館、梅林小学校で献花しました。10年の節目を迎えましたが、防災・減災の

取り組みに終わりはありません。緑井・八木地区、安佐北区の新建地区では今も空き地が点在し、インフラ整備が続いています。行政と地域が一体となり、防災・減災の取り組みも進んでいます。



南海トラフ地震に対する臨時情報が出されたこともあり、災害に対する関心が高まっています。この機を逃さず、防災・減災に努めて参ります。

防災キャンプ@安佐南区毘沙門台

「親子で防災キャンプ」が8月24日から2日間、安佐南区毘沙門台で開催されました。

「8・20広島市豪雨災害」の記憶を伝えるとともに、防災・減災の意識向上にと、毘沙門台小学校PTAや毘沙門台地区の防災組織などが初めて企画しました。

キャンプでは、防災・減災への心がけや毘沙門台地区の被害状況を学んだ

JR下祇園駅西口の通行量増加への安全対策として、8月下旬、用水路の暗渠(蓋)を利用した通路が歩行者と自転車に開放されました。

JR下祇園駅西口の通行量増加への安全対策として、8月下旬、用水路の暗渠(蓋)を利用した通路が歩行者と自転車に開放されました。通路の利用に伴い、横断歩道の位置を移動しました。また、駅西口の臨時駐輪場の一部を歩道化して歩行者スペースを拡幅しました。

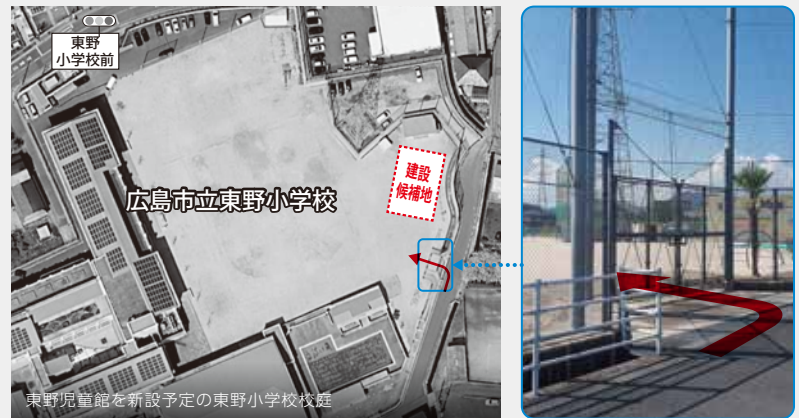


下祇園駅西口駅前広場(ロータリー)は来年度の完成を目指し、工事が本格化します。長束八木線と祇園踏切を結び(Q4)アクセス道路(西原

山本線は2026年度末の開通を目指しています。



東野児童館、2026年5月開館へ



安佐南区の東野小学校に東野児童館が新設されます。放課後対策の環として東野小敷地内に建設し、2026年5月開館を目指しています。今年度は1874万円かけて詳細な設計を行い、着工は来年度夏以降の予定です。東野小の(Q5)放課後児童クラブは

り、(Q2)ダンボールベッド作りや(Q3)かまどベンチを体験したりし、備蓄用のカレーの試食も行いました。

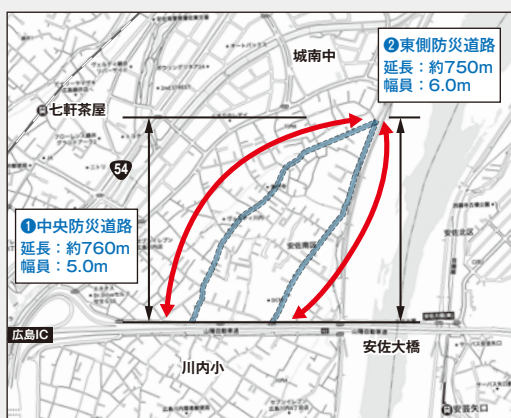
防災キャンプなどを通じて、より実践的な防災教育が各地域で実施されるよう、キャンプでの学びを市政に活かしていきます。



川内防災道路 (川内北地区道路整備事業)



川内地区の防災・減災力向上のため、川内北地区道路整備事業が進んでいます。川内4〜6丁目の2つの道路を2026年度末までに5〜6メートルに拡幅します。



① 中央防災道路

⇩川内6丁目15番付近を起点に5丁目23番付近の山陽道側道をつ結び(延長760メートル)。今年度、用地測量(延長約320メートル)と用水路の蓋かけなどで5メートルに拡幅します。

② 東側防災道路

⇩川内6丁目15番を起点に4丁目3番付近の山陽道側道をつ結び(延長750メートル)。今年度、延長70メートルで用水路に蓋かけなどし、幅員6メートルにします。

現在、2クラスが校舎内で活動しています。児童館の開館で1クラス増の3クラス(児童館1クラス、校舎内2クラス)となり、放課後児童クラブへのニーズに添えていきます。

市内140小学校区のうち、122校区に児童館があります。市は年間1〜2校区で児童館を設置しています。現在、東野小のほか原南小でも計画が進んでいます。

平和記念式典のデモ騒音問題

2019年ローマ教皇来広、「平和のための集い」の「静謐さ」再現を

広島市は8月6日、平和記念式典を行いました。主催側の広島市議会議員として、被爆3世として、犠牲者の皆様に哀悼の意を捧げ、恒久平和を祈念しました。

平和記念式典は10年以上、デモの騒音で静謐な環境が保てなくなっています。広島市は今年、平和公園の入場規制や手荷物検査を実施し、警察の協力も得て、厳重態勢で臨みました。

ところが、早朝から原爆ドーム前はデモ団体に占拠され騒乱状態となりました。式典中は黙とうの後、シユプレコールが会場に届き、子ども代表の「平和の誓い」の間も騒々しい状態が続きました。デモは「表現の自由」の権利行使の手段とされます。一方、子ども



たちが式典で「平和の誓い」を述べることも、「表現の自由」の権利行使にほかなりません。デモ団体は「表現の自由」を盾に自らの行為を正当化していますが、他者(子どもたちの権利を侵してまで保障されるものではありません。権利行使は、「公共の福祉」(憲法13条)に反してはならないからです。

2019年11月、ローマ教皇が広島を訪れ、平和公園で「平和のための集い」が催されました。公園内は静寂に包まれ、空気もピンと張りつめた中、「集い」が挙行されたことを鮮明に記憶しています。「集い」では、外国公館等の周辺の静謐を保持するため拡声器の使用を規制する「静謐保持法」を用いたことで、厳かな式典が開催できました。平和記念式典は海外要人も参列するのですから、「集い」と同様の態勢を整えることはできるはず。今年(Q6)式典参列者を対象にしたアンケートで、回答者の70%が「騒音が式典に悪影響を及ぼす」としてしまっています。来年は被爆80年です。これまでどおりではいけません。静謐保持法の適用などで厳粛な式典を作り上げなければなりません。